

有田市高齢者居宅改修補助事業実施要綱

(目的)

第1条 高齢者居宅改修補助事業（以下「事業」という。）は、高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境を整備するため、日常動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動などを容易にするための住宅改修に必要な経費を補助し、対象高齢者の介護及び生活の助長、並びに家族の介護の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、有田市とする。

(対象高齢者)

第3条 この事業の対象高齢者とは、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 有田市内に住居を有する満65歳以上の者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定で要介護又は法第19条第2項に規定する要支援認定において要支援と判定された者
- (3) 身体の障害等により日常生活を営むのに支障があり、住宅の改修が必要な者
- (4) 有田市重度身体障害者住宅改造助成事業の助成を受けていない者
- (5) 属する世帯が、市税及び介護保険料を完納していること。

(補助対象者)

第4条 この事業の補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象高齢者
 - (2) 対象高齢者と同一の住宅に居住し、生計を一にしている者（次項において「世帯構成員」という。）であって、住宅を改修するための経費を負担する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この事業の補助を受けることができない。ただし、対象高齢者及び世帯構成員（以下これらを「一世帯」という。）の前年分の市民税非課税世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であるとき又は別に定める特別な事情に該当すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (1) 一世帯に市民税が課されている者があるとき。
 - (2) 一世帯の前年の主入金額が100万円（一世帯の人数が2人以上である場合にあっては、100万円に世帯員のうち1人を除いた人数1人につき40万円を加算した額）を越えるとき。
 - (3) 対象高齢者の金融資産が350万円を超えるとき又は一世帯の金融資産の合計額が350万円に世帯員の人数を乗じて得た額を超えるとき。
 - (4) 一世帯に活用できる資産を有する者があるとき。
 - (5) 対象高齢者が、前項第2号に規定する者以外の者から扶養を受けているとき。

(補助対象経費)

第5条 この事業の補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、介護保険

制度における給付の対象となる次の各号のいずれかに該当する住宅の改修に係る工事に要する経費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 通路等の傾斜の解消
- (7) 扉の撤去
- (8) 転落防止柵の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、これから各工事に伴う必要な工事
(申請手続等)

第6条 この事業の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象者がいる世帯に属するもので居宅を改修するのに必要な経費を負担するものとし、高齢者居宅改修補助申請書に補助対象経費に係る見積書及び改修内容が分かる図面等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助額)

第7条 一世帯当たりの補助対象額は、40万円又は補助対象経費に係る実支出額のいずれか低い方の額から、次の各号に定める額を控除した額とする。

- (1) 法第45条の規定により支給される居宅介護住宅改修費の90分の100に相当する額
- (2) 法第57条の規定により支給される居宅支援住宅改修費の90分の100に相当する額

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、第5条の規定による申請書等を受理したときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令に違反しないかどうか、目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(工事の着工)

第9条 この事業の補助の対象となる居宅改修（以下「工事」という。）の実施は、市長からの補助金の交付の決定通知を受けた後に行うものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、工事が完了した場合は、速やかに高齢者居宅改修補助事業実績報告書に、補助対象経費に係る請求書及び工事の内容がわかる写真等を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書等を受理したときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る工事の内容が補助金の交付の決定の内容に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知の後、申請者からの請求に基づき請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(台帳の整備)

第12条 市長は、補助金の支給等の状況を明確にするため、高齢者居宅改修補助台帳を整備するものとする。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年6月29日訓令第9号)

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月25日訓令第5号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日訓令第9号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月29日訓令第9号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年12月28日訓令第28号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日訓令第15号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式 (略)